



## 2021 年 8 月 インドネシア関税アラート

### 保税区域に関する規定のアップデート

財務省は 2021 年 6 月 8 日、PMK-65 を公布した。これは国内市場の競争力向上及び国内経済の回復促進を目的として、保税区域に関する取扱いを定めた従来の規定 (PMK-131) の内容を改訂するものである。

PMK-65 における主要な改訂は以下に掲げる通りである。

- 保税区域における物品の搬出および搬入に関する取扱いの明確化。
- 低リスク保税事業者に対する会社保証の利用の強調。
- 課税物品を保税区域に搬入する際の付加価値税 (VAT) 不徴収に関する取扱いの強調。

PMK-65 における主な変更点は以下の通りである。

事項	PMK-131 旧規定	PMK-65 新規定
PKB ( <i>Pengusaha Kawasan Berikat</i> ) および PDKB ( <i>Pengusaha dalam Kawasan Berikat</i> ) の義務	PKB および PDKB は、税関当局 (DGCE) および国税当局 (DGT) が調査を行うために、財務報告の作成の基となる IT システムを備えなければならない。	PKB および PDKB は、DGCE および DGT が調査を行うため、あるいは <b>税務上の義務の履行を監督するため</b> 、物品の搬入搬出を管理し財務報告の基となる IT システムを備えなければならない。
以下に掲げる場所から物品を保税区域に搬入する場合に必要な事項 a. 関税区域外 b. 他の保税貯蔵区域 c. 自由貿易区域 d. 関税区域内の他のエリア ( <i>Tempat Lain di Dalam Daerah Pabean</i> (TLDDP)) e. 特別経済圏 f. 政府により指定された他の経済圏	TLDDP から物品を搬入する場合、タックスインボイスを発行するとともに <b>税関申告書を添付しなければならない</b> 。  上記のタックスインボイスは、「保税貯蔵区域に関する政令に基づき VAT 不徴収」と記されたものでなければならない。	TLDDP から物品を搬入する場合、タックスインボイスを発行しなければならない。また、PKB や PDKB が有する保税区域に物品を搬入する場合には、 <b>タックスインボイスの発効前に許可証を入手しなければならない</b> 。  上記のタックスインボイスは、「保税貯蔵区域に関する政令に基づき VAT または VAT と LST 両方を不徴収」と記されたものでなければならない。
以下に掲げる場所から TLDDP を経由して保税区域に物品を搬入する際の諸事項 a. 関税区域内の他のエリア b. 他の保税貯蔵区域 c. 自由貿易区域 d. 特別経済圏 e. 政府により指定された他の経済圏	輸入時に、関税関連書類の添付とともに支払われた税は控除することができる。  <b>保税区域から販売以外の目的で物品を搬出する場合</b> 、VAT および LST は課されない。	輸入時に、関税関連書類の添付とともに支払われた税は、 <b>保税区域から物品が搬出された年度において</b> 控除することができる。  <b>保税区域から販売以外の目的で物品を搬出する場合</b> 、VAT および LST を課されない。  <b>販売目的ではなく課税対象物品を保税区域から TLDDP に搬出した場合には</b> 、VAT および LST を課されず、 <b>タックスインボイスの発行も必要ない</b> 。
関税区域外の物品を保税区域を経由して TLDDP へ搬出する場合	原材料、補助材料、包装資材等を <b>除き</b> 、物品を保税区域から搬出する場合、VAT および LST は課されない。	保税区域から物品 (原材料、補助材料、包装資材等を含む) を搬出する場合で、 <b>物品の販売に該当しない場合は</b> 、VAT および LST は課されずタックスインボイスの発行も必要ない。
保税区域の許可が取り消された際に、保税区域に物品が残っている場合の取扱い	保税区域の許可が取り消される場合で、TLDDP からの物品が保税区域内にある場合には、取り消しから最大 30 日以内に、 a. 物品を輸出しなければならない。	保税区域の許可が取り消される場合で、TLDDP からの物品が保税区域内にある場合には、取り消しから最大 30 日以内に、 a. 物品を輸出しなければならない。

事項	PMK-131 旧規定	PMK-65 新規定
	b. 物品を他の保税貯蔵区域に移動しなければならない。 c. 物品を TLDDP に搬出しなければならない。	b. 物品を他の保税貯蔵区域に移動しなければならない。 c. 搬入の際に課されなかった VAT もしくは VAT および LST を支払わなければならない。
会社保証に関する条項	PMK-131 の要請事項に準拠するため、PKB および PDKB はサービスリスク特性に応じて会社保証を利用することが出来る。	低リスク特性の PKB および PDKB は、地方税関局長もしくは中央税関局長に対して申請することで会社保証を利用することが出来る。

PMK-65 のその他の主な内容は以下の通りである。

事項	PMK-65 新規定
保税区域が対象とする物品の種類	保税区域は、海外の課税対象者が有する原材料、副原料、包装資材、包装補助資材を対象とする(それらの物品が保税区域内に保管されている限り)。
保税区域が以下に掲げる場所から物品を搬入する場合に必要な事項 a. TLDDP b. 他の保税貯蔵区域 c. 自由貿易圏 d. 特別経済圏 e. 政府が指定する他の経済圏	TLDDP から搬入する物品に関する VAT の不徴収もしくは VAT および LST の不徴収の措置は、PKB もしくは PDKB がタックスインボイス(VAT 不徴収、もしくは VAT および LST の不徴収と記載されたもの)を用いて行わなければならない。もし PKB もしくは PDKB がこれを怠った場合には、当該税金を控除することは出来ない。
他の関税区域から保税区域に搬入された物品が保税区域から搬出される際に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外の課税対象者が有する原材料、補助材料、包装資材等に関して、これらの物品が搬入された後に保税区域の認定を受け、TLDDP に搬出を予定する場合には、関税、輸入に関する諸税、VAT もしくは VAT および LST を支払わなければならない。</li> <li>PDRI、VAT、もしくは VAT および LST については物品の搬出時に租税債務が生じる。</li> <li>輸入税、物品税、PDRI、VAT および LST は、当該物品にかかる通関書類を登録する際に支払われなければならない。</li> <li>もし PDRI、VAT および LST の支払が遅れた場合には、規定に基づきペナルティが課される。</li> <li>海外課税対象者が有する原材料、副材料、包装資材等の物品に関して支払った PDRI、VAT および LST は控除することが出来ない。</li> <li>輸入物品を利用目的で保税区域から TLDDP に輸送する場合、保税区域から当該物品を搬出する際に VAT、もしくは VAT と LST が生じる。</li> <li>海外課税対象者が有する原材料、副材料、包装資材等の物品を TLDDP にいる者に向けて搬出する場合、保税区域から当該物品を搬出する際に、VAT もしくは、VAT および LST が課される。</li> <li>海外課税事業者が有する原材料、副材料、包装資材等の物品を搬出する場合、当該物品を受領する者が、通関書類を登録する前に、税金支払票(Surat Setoran Pajak (SSP))を用いて VAT もしくは VAT および LST を支払わなければならない。通関書類を添付した SSP により支払われた税金は控除することが出来る。</li> </ul>
TLDDP にあった海外課税対象者が有する物品が保税区域を経由して再度 TLDDP に搬出される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外課税対象者が物品を有する場合、TLDDP への物品搬出に際して、PKB および PDKB は関税、物品税、VAT もしくは VAT および LST を再度支払わなければならない。</li> <li>PKB および PDKB は、保税区域から TLDDP に搬出する物品に関する VAT もしくは VAT と LST を支払わなければならない。この VAT もしくは VAT と LST は、税金支</li> </ul>

事項	PMK-65 新規定
	<p>払票 (SSP) を用いて、通関書類を登録する前に支払わなければならない。税関書類に添付された SSP は、納税者が物品を受領する際に控除することが出来る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PKB および PDKB は、保税区域から TLDDP に搬出する非課税物品に関してはタックスインボイスを発行する必要はない。</li> <li>保税区域から TLDDP に搬出する物品が残留物および廃棄物である場合、PKB および PDKB は VAT もしくは VAT および LST を支払う必要はない。</li> </ul>
TLDDP にあった物品が保税区域を経由して再度 TLDDP に搬出される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>PKB および PDKB は、従来、優遇措置 (輸入関税の免除、VAT や LST の不徴収等) の対象とされていた原材料、副材料、包装資材、資本財等の物品の保税区域への搬入に関して、VAT もしくは VAT および LST を支払わねばならない。</li> <li>上記の VAT もしくは VAT および LST は SSP を用いて支払われなければならない。通関書類に添付された SSP は物品が保税区域から搬出された期に控除することが出来る。</li> <li>PKB および PDKB は、原材料、副材料、包装資材、資本財等の物品を保税区域から TLDDP に搬出する際に、VAT もしくは VAT と LST を徴収するためのタックスインボイスを発行しなければならない。</li> </ul>
TLDDP からの資本財の搬出にかかる VAT の免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>TLDDP から資本財を搬出する際、その資本財が保税区域内に 4 年以上あった場合には VAT もしくは VAT および LST を免除される。</li> </ul>

PMK-65 により、複数の条項の修正および追加がなされた。そのため、企業は保税区域における事業活動を継続し、新規規定違反に対するペナルティを避けるため、PMK-65 によってなされた変更に留意する必要がある。

弊社は、保税区域に関するセミナー等、保税区域に存する企業に対するアドバイザリーおよび保税ライセンス取得のためのサポートに従事している。

PMK-65 は、2021 年 8 月 8 日から効力が発生する。

\*\*\*\*\*

## 国際貿易(関税)アドバイザリーチーム

本関税アラートに関してご不明な点があれば以下に掲げる専門家までお問合せ下さい。



**Business Tax, Indirect Tax and Global Trade Advisory (Customs)**

**Turmanto**

**Partner**

[tturmanto@deloitte.com](mailto:tturmanto@deloitte.com)



**Aldes Islamy**

**Senior Manager**

[aistry@deloitte.com](mailto:aistry@deloitte.com)



**Budi Herdiyanto**

**Manager**

[bherdiyanto@deloitte.com](mailto:bherdiyanto@deloitte.com)



**Manuel Muson**

**Manager**

[mmuson@deloitte.com](mailto:mmuson@deloitte.com)

日頃より接点のある弊社スタッフもしくは以下のパートナーにまでお問合せ頂くことも可能です。

**Business Tax**

**Melisa Himawan**

**Tax Managing Partner**

[mehimawan@deloitte.com](mailto:mehimawan@deloitte.com)

**Business Tax and M&A**

**John Lauwrenz**

[jlauwrenz@deloitte.com](mailto:jlauwrenz@deloitte.com)

**Transfer Pricing**

**Roy David Kiantiong**

[rkiantiong@deloitte.com](mailto:rkiantiong@deloitte.com)

**Business Tax**

**Ali Mardi Djohardi**

[alimardi@deloitte.com](mailto:alimardi@deloitte.com)

**Business Tax and**

**Business Process Solutions**

**Ratna Lie**

[ratnalie@deloitte.com](mailto:ratnalie@deloitte.com)

**Transfer Pricing**

**Balim**

[bbalim@deloitte.com](mailto:bbalim@deloitte.com)

**Business Tax and International Tax**

**Cindy Sukiman**

[csukiman@deloitte.com](mailto:csukiman@deloitte.com)

**Business Tax, Business Process Solutions  
and Gi3**

**Roy Sidharta Tedja**

[roytedja@deloitte.com](mailto:roytedja@deloitte.com)

**Transfer Pricing**

**Sandra Suhenda**

[ssuhenda@deloitte.com](mailto:ssuhenda@deloitte.com)

**Business Tax**

**Dionisius Damijanto**

[ddamijanto@deloitte.com](mailto:ddamijanto@deloitte.com)

**Business Tax and**

**Tax Management Consulting**

**Yan Hardyana**

[yhardyana@deloitte.com](mailto:yhardyana@deloitte.com)

**Transfer Pricing**

**Shivaji Das**

[shivdas@deloitte.com](mailto:shivdas@deloitte.com)

**Business Tax**

**Heru Supriyanto**

[hsupriyanto@deloitte.com](mailto:hsupriyanto@deloitte.com)

**Global Employer Services and Business  
Process Solutions**

**Irene Atmawijaya**

[iatmawijaya@deloitte.com](mailto:iatmawijaya@deloitte.com)

**Business Tax**

**Reggy Widodo**

[rwidodo@deloitte.com](mailto:rwidodo@deloitte.com)

**Global Employer Services**

**Sri Juliarti Hariani**

[shariani@deloitte.com](mailto:shariani@deloitte.com)



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

#### **About Deloitte Indonesia**

In Indonesia, services are provided by Deloitte Touche Solutions.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.